

仕 様 書

1. 件名:伊賀市立上野総合市民病院 タオル・術衣・検診着賃貸借

2. 規格・数量等:以下のとおり

品名	製品名	品番	メーカー	仕様内容	サイズ	H30~32見込 [延べ賃貸借枚数] (A)	単価(円) [1枚当り賃貸借料金] (B)	合計(円) (A×B)
1	フェイスタオル	フェイスタオル イエロー	16F220-8	株式会社	イエロー/220匁	34×87cm	18,700	
2	バスタオル	バスタオルイエロー	16T800-8	株式会社	イエロー/800匁	63×13cm	26,900	
3	術衣上衣	スクラブ(男女兼用) ネイビー	133-98	株式会社	ネイビー/ポリエステル100%	S-LLサイズ	17,700	
4	術衣パンツ	手術用スラックス(男女兼用) ネイビー	155-98	株式会社	ネイビー/ポリエステル101%	S-LLサイズ	14,400	
5	術衣上衣	スクラブ(男女兼用) ブラム	133-95	株式会社	ブラム/ポリエステル102%	S-LLサイズ	6,600	
6	術衣パンツ	手術用スラックス(男女兼用) ブラム	155-95	株式会社	ブラム/ポリエステル103%	S-LLサイズ	5,900	
7	検診用患者衣	患者衣1型 KYグリーン	BYK1304	株式会社	格子柄グリーン/綿70%・ポリエステル30%	S-LLサイズ	19,500	
小計								
消費税								
合計								

3. 納入場所:伊賀市四十九町地内

4. 賃貸借期間:平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

5. 連絡先:伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課(Tel.0595-41-0065)

6. 特記事項

(1)別紙特記仕様書のとおり

(2)同等品:可。ただし、見本品を提出の上、事前に承認を得ること。

(3)契約方法

それぞれの1枚あたりの単価に、H30~32見込延べ賃貸借枚数を乗じて得た金額の合計金額が最も少ない者を落札者とし、契約は合計金額の基になった単価による単価契約とする。

伊賀市立上野総合市民病院 タオル・術衣・検診着賃貸借 特記仕様書

伊賀市立上野総合市民病院 開設者 伊賀市長（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間に、乙が所有に係わるタオル・術衣・検診着賃貸借及び洗濯業務に関し、次のとおり賃貸借を行う。

〈目的〉

第1条 乙は、甲に対して、本特記仕様書の定めるところにより、乙所有の別記一覧表記載のタオル・術衣・検診着（以下「タオル類」という。）を賃貸し、かつ、タオル類の洗濯を行いその集配業務を行う事により、常に清潔で衛生的に整備されたタオル類を供給するものとし、甲は、乙に対して、その対価として賃貸借料を支払う。

〈納入場所〉

第2条 乙が甲に対して賃貸するタオル類の納入施設及びその所在場所（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

【施設名】 伊賀市立上野総合市民病院

【所在場所】 三重県伊賀市四十九町 831 番地

〈タオル類の引渡し〉

第3条 タオル類の受渡しは、第2条記載の施設内の甲が指定する場所において行うこととし、その都度、数量の確認を行う。

〈善管注意義務及びタオル類の目的外使用禁止〉

第4条 甲は、タオル類を第2条記載の施設において使用するものとし、善良な管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、タオル類を第2条記載の施設又は乙の承諾を得た場所以外で使用すること及びタオル類の本来の使用目的以外の目的又は方法でタオル類を使用しない。また、甲は乙の承諾なしにタオル類を第三者に転貸しない。

〈賃貸借料〉

第5条 乙が甲に対し賃貸し、洗濯及び補修を行うタオル類名・規格・数量及びその単価は、別記一覧表記載のとおりとする。

2 賃貸借料の算出方法は、別記一覧表に基づき当該月末現在の納品枚数を乗じた金額とする。

3 甲は、別途、消費税を負担するものとする。

〈賃貸借料の変更〉

第6条 本件契約の内容が変更された場合、天災地変・戦争その他の不可抗力により著しい経済的変動が生じた場合その他価格の変更が止むを得ない事情が生じた場合には、乙は、賃貸借料を変更することができるものとする。ただし、乙は事前に、甲に賃貸借料の変更について説明の上、甲の承諾を得なければならない。

〈賃貸借料の請求及び支払〉

第7条 乙は、甲に対し平成30年(2018年)4月分から毎月末日で締め切り、第5条に基づく賃貸借料を請求する。甲は、この請求翌々月末日までに、乙に対して支払う。

〈衛生基準の遵守〉

第8条 乙は、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従い、洗濯をするタオル類を適正に処理するものとする。

〈健康管理の実施〉

第9条 乙は、洗濯業務に従事する従業員の健康を保持するため、労働安全衛生法に基づく健康診断を行うものとする。

〈タオル類の納品と運送費の負担〉

第10条 乙が、供給するタオル類の納品は、甲が第2条記載の施設内の指定する場所(院内1か所)において、甲及び乙双方立会いの上行うものとし、その都度、数量の確認を行う。また乙が供給するタオル類の洗濯、集配日は、甲及び乙協議の上、定める。なお、変更が生じる場合には、乙は、事前に甲に説明するものとする。

2 甲の施設へのタオル類の運搬に要する運送費は、乙が負担する。

〈賃貸借商品〉

第11条 乙は、地球環境対策として、全て或いは一部にリサイクル関連の定義の含まれた素材を使用すること。

〈準備資材〉

第12条 不潔リネン回収専用の袋及びこの袋を掛ける専用ワゴンを必要数量用意すること。納品に使用するスタンドを必要数量用意すること。

〈タオル類の消毒〉

第13条 甲が乙に病毒感染の危険のあるタオル類の洗濯を賃貸借する場合には、やむを得ない場合を除いて、その消毒は甲の施設内で行うことを原則とする。

2 前項における例外として、乙において消毒前の病毒感染の危険のあるタオル類の洗濯を行うときは、甲は、病毒感染の危険がある洗濯物である旨を表示の上、密閉した容器に収納して持ち出すなど他に感染するおそれのないよう細心の注意を払って取り扱うものとする。

〈守秘義務〉

第14条 甲乙及び双方の従業員は、業務上知り得た(相手方の)業務内容・秘密を他にもらしてはならない。

2 甲乙は協力し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令・ガイドライン等に従い、患者等の個人データの安全管理義務等を果たさなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律第23条を遵守し同条に従い、甲に対し乙の従業員の個人情報に関わる資料等の提供をする。

〈紛失賠償金〉

第 15 条 甲は、乙から賃貸借を受けたタオル類の紛失、取扱上の過失による破損・滅失その他甲の責により生じたタオル類の損害については、乙に対して、その実費を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が使用するタオル類の盗難・紛失、火災又は風水害等による損失を填補するため、乙は、その負担において、損害保険に加入するものとする。

〈賃貸借期間〉

第 16 条 タオル類の賃貸借期間は平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日から平成 33 年(2021 年) 3 月 31 日までの 3 年間とする。

〈協議事項〉

第 17 条 甲及び乙は、本仕様書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、信義と誠実に従って協議の上、決定する。

別記

タオル・術衣・検診着一覧表

	品名	製品名	品番	図-カー	仕様内容	サイズ	単価(円/枚)
1	フェイスタオル						
2	バスタオル						
3	術衣上衣						
4	術衣パンツ						
5	術衣上衣						
6	術衣パンツ						
7	検診用患者衣						